

答申第42号

病院と同一敷地内の建物におけるアスベスト等使用状況調査に関する文書他2件の非開示決定に係る異議申立てに対する決定

栃木県情報公開審査会

第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が非開示とした「病院と同一敷地内の建物におけるアスベスト等使用状況調査表（病院）（以下「本件アスベスト等調査表」という。）」、「平成18年度の医療法（昭和23年法律第205号）第25条第1項の規定に基づく立入検査の結果について（病院）（以下「本件立入検査結果通知書」という。）」及び「立入検査の結果についての改善計画書（病院）（以下「本件改善計画書」という。）」については、次に掲げる部分を除き、開示すべきである。

- ・ 本件アスベスト等調査表中、病院（以下「本件病院」という。）の担当者名並びに同調査表の添付書類中、調査を行った業者の担当者名及び印影
- ・ 本件立入検査結果通知書中、指導事項の区分の欄、項目の欄、根拠法令の欄及び不適合理由等の欄
- ・ 本件改善計画書中、本件病院から出された改善計画における本件病院の契約先及び派遣要請先に関する情報並びに理事長及び管理者の印影

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立人は、実施機関に対し、平成18年7月27日付けで栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）に基づき、「本件アスベスト等調査表」、「本件立入検査結果通知書」及び「本件改善計画書」の開示請求を行った。

実施機関は、本件開示請求に対して、平成18年8月8日付けで条例第11条第2項の規定に基づき、非開示決定を行った。

本件異議申立ての趣旨は、この非開示決定について、その取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書、開示決定等理由説明書に対する意見書及び口頭による意見陳述における主張を要約すると、概ね次のとおりである。

- ア 開示をしない理由が不当である。病院の監督官庁である県が、広く市民に開示することは病院の権利利益を害するおそれはなく、逆に県が指導していることを市民に知らせることになるはずである。

改善すべき点があるにも係わらず改善しようとしめない病院側の体制とそれに対して指導しない行政の怠慢の問題であり、それを正すための開示請求である。

イ アスベスト対策は厚生労働省の要領及び県の要領に基づき、病院が自ら検査した結果報告書であり、本来なら第三者が立会い検査すべきところを自主申告させているところに問題がある。

本件病院は、昭和56年に建てられており、相当のアスベストが使用されているはずである。誰でも出入りができる施設であるにも係わらず、改善されたかどうかについて公表されないのは問題である。

本件病院の利益と市民の利益と、どちらが大切なのかと疑いたくなる。風評被害より市民の安全被害を軽視するのかと訊きたい。

ウ より良い医療が行われるために、また、市民が安心して通院できるように本来行政が行うべきことは、病院の心配ではなく、広く市民への安心安全の開示であると思う。立入検査を行ったのであれば、その結果を市民に知らせる事が重要なことであり、また、市民が安心して通える病院かどうかの判断基準として、選択肢として知ることは当然の事と信じる。

市民の安心安全の為に、どのように運営管理されているかは、県民の重大な関心事であり、公開されることは必定であり、隠す事は一般市民に対する知る権利の妨害である。

エ 開示決定等理由説明書において、自ら都合の良い判例を持ち出すなど、あまりにも御都合主義である。過去に非開示だから今回も同じというのは暴論であり、時代は変化している。公益性及び公共性の強い事柄には、やはり、情報の公開は必要である。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関の開示決定等理由説明書及び意見聴取における主張を要約すると、概ね以下のとおりである。

1 本件アスベスト等調査表

(1) 本件アスベスト等調査表の概要

アスベスト被害が社会問題化したことから、各都道府県知事あて平成17年8月1日付け厚生労働省医政局長通知による要請を受けて、患者又は職員等の安全対策に万全を期すため調査を実施したものであり、調査の主眼は、ばく露のおそれのある危険なアスベストについて早急に措置することであり、その内容は主に石綿の重量が1%を超える吹き付けアスベストの有無、さらに、それが存在する場合に損傷や劣化等による粉じんの飛散により、ばく露のおそれがあるかどうかについてである。

(2) 条例第7条第3号該当性

調査結果については、都道府県単位で厚生労働省に報告し、昨年、同省において全国の情報をとりまとめて公表したところである。

このように、県民に公開すべき危険なアスベストを有する病院については、名称等が既に公表されている。

一方、本件請求に係る個別病院のアスベスト等調査表については、その開示により、どのようなアスベストが危険であるか等、アスベストに関する十分な理解がなされないままに「アスベスト有り」という情報が流布された場合、この情報だけが一人歩きして当該病院が風評被害を受けるなど、正当な利益を害されるおそれがある。

2 本件立入検査結果通知書及び本件改善計画書

(1) 本件立入検査結果通知書及び本件改善計画書の概要

知事及び中核市の市長は、医療法第25条の規定に基づき、年1回、定期的に県内の病院に対して立入検査（医療監視）を実施している。

本件請求に係る立入検査結果は、県が平成18年6月に臨時に実施した立入検査の結果に基づき、不適合事項について通知し、改善の実施と改善計画書の提出を求めるものであり、この2件の公文書は一对をなすものである。

厚生労働省の定める立入検査要綱によれば、これは、医療機関が医療法に定める人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査するものであり、医療機関がこれらを満たすことによって、医療機関が科学的で、適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的としている。

(2) 条例第7条第3号該当性

立入検査（医療監視）の実施に際しては、県は強制捜査権を有するわけではないため、医療法上の罰則規定を念頭に置きつつも、病院の協力により資料の提出を受けているところであり、相手方との信頼関係に立って正確な事実を把握する必要がある。

これを基に実施した検査結果等を公表することとした場合、立入検査の結果を気にするあまり適切な書類を提出しないなど病院の協力が得られ難くなることが想定され、結果的に正確な事実の把握と適正な医療提供のための指導につながらないなどの危険性がある。

また、検査結果等の指摘事項の数などにより、その病院の評価が一方的になされ、指摘事項のあった病院の社会的信用等が損なわれ、その正当な事業活動が阻害されるおそれがある。

したがって、本件公文書を開示することは、立入検査の円滑な実施が損なわれ、その目的が達成できない危険性があると同時に、病院に競争上の不利益を与えるおそれがある。

なお、過去においては、本件病院に係る医療監視結果の非開示決定について異議申立てがなされ、本県知事あての栃木県公文書開示審査会答申（平成6年5月13日付け公開第2号）において、非開示は妥当であると結論づけられた経過がある。

また、類似の案件について、奈良県の非開示処分の取消しを求める訴訟が奈良地方裁判所に提起されたが、棄却されている。その中では、医療監視が公表され、この結果のみによって当該病院の実情を不当に不利益に判断される事態が生じかねず、今後の医療監視の適正な実施を困難にするものと認められると判示されている。

第4 審査会の判断理由

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に立って本件処分を調査審議し、県民の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書について

(1) 本件アスベスト等調査表

本件アスベスト等調査表は、厚生労働省の依頼を受け、所定の様式により、県が当該病院に対して提出を求めた文書である。

本件アスベスト等調査表には、調査を実施した病院名等、本件病院における調査対象となるアスベストの状況が記載されており、検査結果の報告書が添付されている。

(2) 本件立入検査結果通知書

本件立入検査結果通知書は、医療法第25条の規定に基づき、県が本件病院に対して実施した立入検査の結果に関して、本件病院の管理者等あてに通知された文書である。

本件立入検査結果通知書には、立入検査の結果、本件病院に対して指導事項あるいは指摘事項がある場合には、それぞれの事項についての根拠法令と不適合理由等が記載されている。

(3) 本件改善計画書

本件改善計画書は、医療法第25条の規定に基づき、県が本件病院に対して実施した立入検査の結果に対して、本件病院の管理者等から県あてに提出された改善計画の内容が示された文書である。

本件改善計画書には、立入検査結果による指摘事項、不適合理由等、当該病院による改善計画等が記載されている。

3 具体的な判断

(1) 本件アスベスト等調査表について

ア 条例第7条第3号の該当性について

条例第7条第3号には、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報であって、公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他

正当な利益を害するおそれがあるものについては非開示とすることを定めている。

なお、公開することにより、法人等の権利利益を害するおそれがあるかどうかは、客観的に判断するものであるが、当該情報の内容のみでなく、法人等の性格、目的、事業活動における当該情報の位置付け等を考慮し判断する必要がある、この害するおそれがあるかどうかの判断にあたっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものである。

実施機関は、個別病院のアスベスト等調査表を開示することにより、どのようなアスベストが危険であるか等、アスベストに関する十分な理解がなされないままに「アスベスト有り」という情報が一人歩きして当該病院が風評被害を受けるなど、正当な利益を害されるおそれがあるとして条例第7条第3号に該当する旨主張している。

国では、アスベストの使用状況調査の結果について、人の生命、身体又は健康に対する影響への不安を考慮し、ばく露のおそれがあるアスベストを使用している医療機関名等を公表したが、県内外において、アスベストに関する風評被害が生じたという具体的な事例は見られなかった。

そのような中で、アスベスト等が使用されていない施設、あるいはアスベスト等が使用されているが、既に措置済みのためばく露のおそれがない施設に関する情報というものが公開された場合に、風評被害が生じるという可能性は極めて低いものと考えられる。

実施機関の主張するおそれとは抽象的なものであり、具体的なおそれについて、実施機関から十分な説明がなされていないことから、本件アスベスト等調査表を公開することにより、法人等の正当な権利利益を害するものとは認められない。

従って、本件アスベスト等調査表は、条例第7条第3号には該当しないものと判断する。

イ 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号には、個人の情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるものについては非開示とすることを定めている。

本件アスベスト等調査表には、本件病院の担当者名、調査を行った業者の担当者名及び印影が含まれている。これらの情報は、特定の個人が識別され得る情報であり、いずれも、条例第7条第2号本文に該当し、同号イ、ロ及びハには該当しないものと認められる。

(2) 本件立入検査結果通知書について

ア 条例第7条第3号の該当性について

実施機関は、検査結果の指摘事項の数などにより、その病院の評価が一方的になされ、指摘事項のあった病院の社会的信用等が損なわれ、その正当な事業活動が阻害されるおそれがあると主張している。

立入検査の指摘事項等を公表することは、病院の社会的評価に関わり、当該病院に対して何らかの利益を害するおそれがあることは否定できない。しかし、医療法に基づく立入検査は、医療機関が法令に定める人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査し、医療機関が科学的で、適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的とするものである。立入検査の指摘事項等が病院の社会的評価に関わり、当該病院に対して何らかの利益を害するおそれがあるとしても、それが法令等の基準に則した客観的で明確なものであれば、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないものと考えられる。

そこで、本件立入検査結果通知書を見分したところ、本件立入検査結果通知書の指摘事項に記載された内容については、法令等の基準に則した客観的で明確なものと認められる。

従って、本件立入検査結果通知書の指摘事項に記載された内容については、条例第7条第3号には該当しないものと判断する。

一方、本件立入検査結果通知書の指導事項に記載された内容については、表記が概括的であり、基準がどのように適用されたのかが明確ではなく、公開することにより、不確実な情報が流通し、本件病院の正当な利益を害するおそれがあることについて否定できない。

従って、本件立入検査結果通知書の指導事項に記載された内容については、条例第7条第3号に該当するものと判断する。

イ 条例第7条第5号の該当性について

実施機関は、本件立入検査結果通知書の非開示理由として、上記アの理由に併せて、実施した検査結果等を公表することとした場合、立入検査の結果を気にするあまり適切な書類を提出しないなど病院の協力が得られ難くなることが想定され、結果的に正確な事実の把握と適正な医療提供のための指導につながらないなどの危険性があると主張しており、また、このことは条例第7条第5号に該当するとの補足説明も行っている。

当審査会としては、この非開示理由について、条例第7条第5号への該当性も検討することが適当であると考え、その該当性について検討する。

条例第7条第5号では、県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されている文書については非開示とすることを定めている。

しかしながら、医療法に基づく立入検査は、任意の検査ではなく、法令等に基づき行うものであること、また、罰則によって間接的に強制されていることを考慮すれば、立入検査結果を公開したとしても、以後、立入検査の相手方がこれを拒否したり、虚偽の報告をするなどのおそれがあるとは考えにくく、実施機関が主張するような、立入検査の円滑な実施が損なわれ、その目的が達成できない危険性があるとは認められない。

従って、本件立入検査結果通知書は、条例第7条第5号には該当しないものと

判断する。

(3) 本件改善計画書について

ア 条例第7条第3号の該当性について

実施機関は、検査結果等の指摘事項の数などにより、その病院の評価が一方的になされ、指摘事項のあった病院の社会的信用等が損なわれ、その正当な事業活動が阻害されるおそれがあると主張している。

本件改善計画書は、立入検査の結果、医療機関に不適合事項があるとして指摘を受けた項目に対する回答について、具体的な改善方法等を記載したものであり、客観的な指摘内容に対応するものであることから、公開することにより、法人等の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、実施機関の主張は採用できない。

ただし、本件改善計画書には、本件病院の契約先及び派遣要請先に関する情報並びに理事長及び管理者の印影が含まれており、これらの情報は、本件病院の内部管理に関する情報であり、公開することにより、法人等の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第3号に該当するものと判断する。

イ 条例第7条第5号の該当性について

本件改善計画書は、法令等に基づき提出が求められた立入検査結果への回答書であり、本件改善計画書を公開したとしても、以後、改善計画書の提出を拒否したり、虚偽の内容を回答するなどのおそれがあるとは考えにくく、実施機関が主張するような、立入検査の円滑な実施が損なわれ、その目的が達成できない危険性があるとは認められない。

(4) その他実施機関の主張について

実施機関は、本事案に係る開示決定等の判断理由の説明において平成6年の本県公文書開示審査会答申書を引用している。当該答申は、栃木県公文書の開示に関する条例（昭和61年栃木県条例第1号）第6条第3号及び第5号への該当性から非開示決定の妥当性を判断したものである。

しかしながら、平成11年の条例改正により、国との協力関係に関する条項が削除され、また、平成12年の地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正において、機関委任事務そのものが廃止されている。

さらに、最近の国民の医療に対する意識の変化などを踏まえ、患者・国民の選択に必要な医療に関する情報が提供できるような提供制度の導入が図られる等、医療提供体制を取り巻く環境は大きく変わりつつある。

当審査会は、このような状況等を踏まえ、本件公文書の非開示決定処分について判断したものである。

4 付帯意見

当審査会は、本件事案の審議を行う上で、立入検査の検査項目等についても議論した。その議論を踏まえて次のとおり意見を付する。

医療機関に対する立入検査の指摘事項等の内容は、県民に対する説明責任の観点からも、客観的かつ明確であることが必要であると考えます。

本件事案において、医療監視の指導事項の内容が、より具体的となれば、病院等がなすべき改善内容もさらに具体的なものとなり、医療機関が科学的で、適正な医療を行う場にふさわしいものとする立入検査の目的に寄与するものと考えるところである。

当審査会としては、立入検査について、このような改善がなされるよう期待するものである。

5 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成18年 9月20日	・ 諮問書の受理
平成18年10月11日 (第194回審査会)	・ 審議 (経過等説明)
平成18年10月12日	・ 実施機関の開示決定等理由説明書の受理
平成18年11月 8日	・ 異議申立人の意見書の受理
平成18年11月21日 (第195回審査会)	・ 実施機関の職員からの意見聴取 ・ 審議
平成18年12月18日 (第196回審査会)	・ 異議申立人等の口頭意見陳述 ・ 審議
平成19年 1月22日 (第197回審査会)	・ 審議
平成19年 2月15日 (第198回審査会)	・ 審議
平成19年 3月22日 (第199回審査会)	・ 審議
平成19年 4月26日 (第200回審査会)	・ 審議

栃木県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業	備 考
荒 井 雅 彦	弁護士	
佐 藤 千鶴子	公認会計士	会長職務代理者
塚 本 純	宇都宮大学教授	会長
野 澤 不二夫	(社)栃木県商工会議所連合会専務理事	
水 沼 富美男	(株)下野新聞社常務取締役	